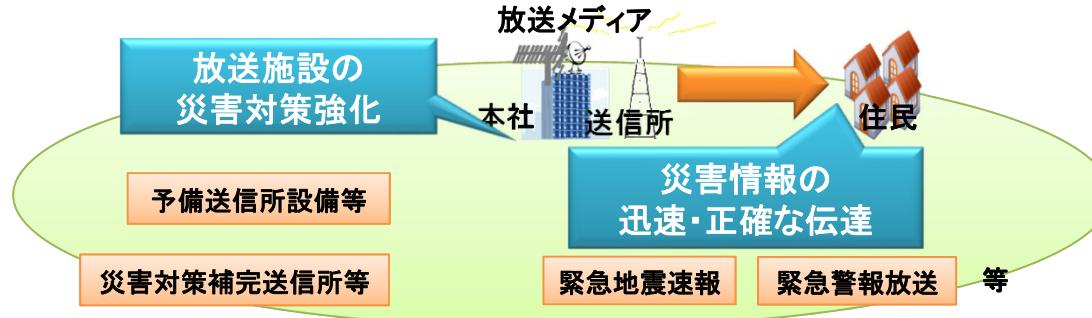


# 放送ネットワーク整備支援事業(地上基幹放送ネットワーク整備事業)

別 紙

被災情報や避難情報など国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、ラジオ等の新規整備に係る予備送信所設備等、災害対策補完送信所等及び緊急地震速報設備等の整備を行う地方公共団体、民間放送事業者等に対し、費用の一部を補助することで、地域の情報通信環境の強靭化を実現する。

## 国民の生命・財産の確保に不可欠な情報の確実な提供



## 予備送信所設備等、災害対策補完送信所等、緊急地震速報設備等の整備を促進

- (1)事業主体:地方公共団体(複数の地方公共団体の連携主体を含む。)、民間放送事業者等  
(2)補助対象:予備送信所設備等(予備送信所設備の整備)、

災害対策補完送信所等(送信所の移転、災害対策補完送信所)

緊急地震速報設備等(緊急地震速報設備、緊急警報放送設備、緊急割込放送設備)

- (3)補助率 :地方公共団体の場合:1／2、民間放送事業者等の場合:1／3